



愛称のラッピングが施された町コミュニティバスの車両。「よしつね号」(右)は平泉ルートを走り、「べんけい号」は長島ルートを運行する

コミュニティバスに愛称をラッピング

令和4年4月から運行している町コミュニティバスに、愛称のラッピングを施しました。平泉ルートを走る青色の車両は「よしつね号」、長島ルートを運行する白色の車両は「べんけい号」です。それぞれ、源義経と武蔵坊弁慶のイラストも描かれています。

町コミュニティバスは、平日(水曜を除く)に運行しています。乗車には、運賃のほか「利用者カード」が必要なため、希望者は申し込みをお願いします。

申し込み・問い合わせ先
まちづくり推進課
☎46-5578

町営住宅の入居者を募集します

物件名	▷上野台団地…4戸 ①2号棟201 ②1号棟103 ③2号棟105 ④1号棟303
間取り	① 1LDK(居間:6帖、和室1室:6帖) ②③ 2LDK(居間:6帖、和室2室:6帖) ④ 3LDK(居間:6帖、和室1室:6帖、洋室2室:6帖)
月額家賃	入居者の所得に応じて ① 18,800円~28,000円 ② 20,300円~30,200円 ③ 20,400円~30,300円 ④ 24,200円~36,100円
駐車場使用料	1ヵ月 1,500円/台 (1世帯2台まで)
募集期間	2月2日(木)~16日(木) ※受付時間…平日8:30~17:15
入居資格	▷現に同居、または同居しようとする親族がいる人 ▷収入が定められた額を超えない人 ▷現在住宅に困っている人 ▷市町村民税などを滞納していない人 ▷暴力団員でない人
その他	▷申し込み、入居には連帯保証人(町内、奥州市、一関市の人)が2人必要です。 ▷申込者と連帯保証人の収入状況など、所定の審査を行います。 ▷申し込みが多数の場合、抽選を行います。
問い合わせ先	建設水道課 ☎46-5569

公用封筒の広告を募集します
役場で使用する公用封筒の広告を募集します。詳しくは、町ホームページを確認してください。

封筒の種類、作成枚数
▽角2形封筒…7000枚
▽角3形封筒…2万4000枚

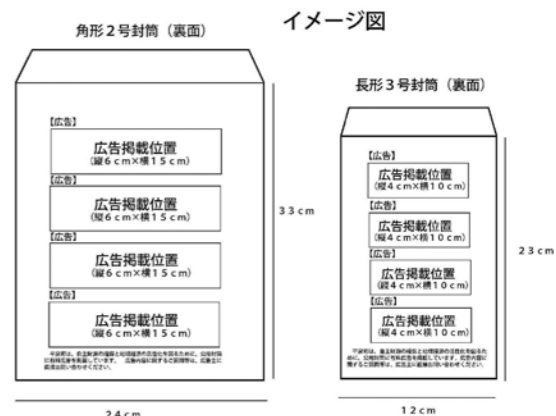
募集広告枚数…4枚
広告掲載料
1枚当たり3万円(税込み)

広告1枚当たりの大きさ
▽角2形封筒…縦6センチ×横15センチ
▽角3形封筒…縦4センチ×横10センチ

募集期間…2月17日(金)まで
問い合わせ先
総務課
☎46-5540



町ホームページ



「第2期空家等対策計画」(案)への意見を募集しています
町は、3月に策定予定の「第2期平泉町空家等対策計画」(案)への意見を次の通り募集しています。詳しくは、町ホームページを確認してください。

■募集期間…2月15日(水)まで
■計画(案)の閲覧場所
建設水道課窓口で閲覧できるほか、町ホームページに掲載しています。

■意見の受付方法
建設水道課への持参のほか、郵送やファクス、メールでも受け付けます。

■提出・問い合わせ先
建設水道課
☎46-5569
☎46-3080

E-mail: kensetsu@town.hirai.zumi.iwate.jp

就学援助制度をご利用ください

経済的な理由で子どもを中学校へ就学させることが難しい家庭に、学用品費や給食費、医療費などの一部を援助する「就学援助制度」があります。詳しくは、在籍する学校が町教育委員会事務局に相談してください。

■就学援助の対象
▽生活保護を受けている人
▽住民税非課税世帯の人

▽児童扶養手当の全額支給を受けている人
▽世帯の収入額が生活保護法に基づいて算出された基準額未満の人
▽新型コロナウイルス感染症の影響により家計が大きく変わった人

3月4日に「町内遺跡発掘調査報告会」を開催します

町は、町内遺跡発掘調査報告会を次の通り開催します。毛越寺と無量光院跡の国史跡指定100年を記念し、文化庁主任文化財調査官の平澤毅氏による記念講演を行うほか、本年度の町内での発掘調査の主な成果を報告します。

■日時…3月4日(土)
午後1時15分~5時
■場所…平泉文化遺産センター
■費用…無料
■問い合わせ先
平泉文化遺産センター
☎46-4012

身体・知的障がい者相談員を紹介します

障がい者相談員は、身体障がいや知的障がいがある人の自立に向けたさまざまな相談に応じるとともに、地域活動の支援、関係機関への協力などを通じ、障がい者の福祉の増進を図ることを目的に設置されています。

町内を担当する相談員は次の3人の皆さんです。お気軽に相談してください。

■身体障がい者相談員
▽鈴木良治さん(長島字俄坂)
☎46-4528
▽千葉由美さん(平泉字鈴沢)
☎46-2728
■知的障がい者相談員
▽千葉晋子さん(長島字二反田)
☎090-5235-0683

■問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

要介護認定を受けた人の

税法上の障害者控除対象者認定書について

障害者手帳などを持っていない65歳以上の高齢者で、要介護1~5に認定されている人(要支援1、2の認定者は該当しません)のうち、一定の要件に当てはまる人に、申請に基づいて「障害者控除対象者認定書」を交付します。

【障害者控除】
納税者本人やその控除対象配偶者、扶養親族に障がい者や寝たきりの高齢者などがある場合、障害者控除を受けることができます。

■対象者
①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人
②6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある人
③精神または身体に障がいのある65歳以上で、障がいの程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付要件に準じる人(認知症や身体の障がいが一定の基準に該当する人)

■障害者控除の手続き
①の人は申告の際に手帳などを持参してください。②と③の人は保健センターに申請し、認定書の交付を受けてください。

【おむつ代の医療費控除】

確定申告の際、おむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師が発行するおむつ使用証明書が必要です。

初めて医療費控除を受けようとする人は、医師の証明書が必ず必要となります。

■その他
おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降の人は、医師の証明書に代えて町が発行する確認書で控除が受けられる場合がありますので、保健センターに問い合わせてください。

■おむつ代の医療費控除の手続き
手続きは1年ごとに必要です。

■お問い合わせ先

町が発行するおむつ使用確認書は、申請内容を確認後、郵送で交付します。即日の交付はできませんので、事前に申請してください。

■問い合わせ先
保健センター ☎46-5571